

○ 南風原町個人情報保護条例

平成13年12月27日
条例第18号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の取扱い(第6条—第12条)
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利(第13条—第32条)
- 第4章 救済の手続及び救済機関(第33条—第35条)
- 第5章 制度運営審議会(第36条)
- 第6章 受託者等の義務(第37条—第39条)
- 第7章 補則(第40条—第46条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、個人の尊厳の維持と町民生活の安定を図り、もって町民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (4) 文書等 文書、図画その他これらに類するものをいう。
- (5) 録音テープ等 録音テープ、録画テープ又はフィルムをいう。
- (6) 磁気テープ等 電子計算処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをいう。
- (7) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。
- (8) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (9) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い電子計算機及びその関連機器を利用して事務を処理する組織をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の収集等をするに当たっては、この条例の目的を達成するため、必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る町民の基本的な人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することがないように努め、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で行われなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令により個人情報の収集等を認めているとき、又は本人の生命、健康、生活又は財産に対する危険を避けるためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- (3) その他町長が第36条に規定する南風原町情報公開及び個人情報保護制度運営審議会(同条第1項を除き、以下「運営審議会」という。)の意見を聴いて、個人の基本的な人権が侵害されるおそれがあると認めた事項

(個人情報の収集等の届出)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等に係る業務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報記録される公文書等、録音テープ等又は磁気テープ等を使用するものを新たに開始しようと

するときは、あらかじめ次に掲げる事項を、規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務を所掌する組織の名称
 - (4) 個人情報の対象者
 - (5) 個人情報の内容
 - (6) 個人情報の管理責任者
 - (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - (8) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の届出に係る業務(以下「届出業務」という。)を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関が緊急かつやむを得ないと認めたときは、業務が開始され、又は廃止若しくは変更された日以後において前2項の届出をすることができる。
- 4 町長は、前3項の規定による届出を受理したときは、規則の定めるところにより、当該届出に係る事項を速やかに運営審議会に報告しなければならない。
- 5 町長は、第1項から第3項までの規定による届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(電子計算組織の記録項目)

第8条 電子計算組織により処理する個人情報の記録項目については、規則で定めるものとする。

- 2 町長は、電子計算組織により処理する個人情報の記録項目を設定、追加又は変更しようとするときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第9条 実施機関は、届出業務に係る個人情報を収集するときは、次に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- (1) 個人情報の名称
 - (2) 個人情報の利用の目的
 - (3) 個人情報の内容
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 実施機関は、電子計算組織により処理する個人情報を収集するときは、当該個人情報が電子計算組織に記録される旨を明らかにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人以外の者から個人情報を収集することができる。
- (1) 法令等に特別の定めがあるとき
 - (2) 本人の同意があるとき
 - (3) 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報であるとき
 - (4) 他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けるとき
 - (5) 個人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき
 - (6) 国若しくは他の地方公共団体又は実施機関以外の町の機関から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、届出業務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき
- 4 実施機関は、前項第5号から第7号までの規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。ただし、運営審議会の意見を聴いた上で、実施機関が適当と認めたときは、この限りでない。
- 5 法令等の規定により、本人が申請行為等を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報を前条第1項第2号に規定する利用の目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 目的外利用をするについて法令等に定めがあるとき
 - (2) 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報であるとき
 - (3) 個人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき
 - (4) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき
- 2 実施機関は、個人情報を前条第1項第2号に規定する利用の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 外部提供をすることについて法令等に定めがあるとき
 - (2) 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報であるとき
 - (3) 個人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき
 - (4) 実施機関が、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき
- 3 実施機関は、外部提供をするときは、個人情報の保護を図るため必要な条件を付さなければならない。
- 4 実施機関は、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知するとともに速やかに町長に届け出なければならない。
- 5 町長は、前項の届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、個人情報の管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものとすること
 - (2) 個人情報の滅失、破損、改ざんその他の事故を防止すること
 - (3) 個人情報の漏えいを防止すること
- 2 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第12条 実施機関は、実施機関の使用に係る電子計算機と国、他の地方公共団体その他公共的団体(以下この条及び第43条において「国等」という。)の使用に係る電子計算機を結合することにより個人情報を外部提供しようとするときは、あらかじめ、運営審議会の意見を聴かななければならない。

- 2 前項の規定により電子計算機を結合した場合において、実施機関は、個人情報の漏えい又は不適切な利用により、基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国等に対し、報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、基本的人権が侵害されると認めるときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 4 実施機関は、基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定に関わらず、報告を求めず、又は運営審議会の意見を聴かずに、必要な措置を講じることができる。この場合において、実施機関は、当該必要な措置を講じた後、速やかに、その旨を運営審議会に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) その他実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 開示請求をする者は、自己が当該開示請求に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第15条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)については、開示しないことができる。

- (1) 法令等に定めがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定、指導、相談、選考等に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

- (3) 調査、交渉、争訴等に関する情報であって、本人に開示することにより、実施機関の公正又は適正な職務執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (4) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、開示の対象となった個人情報の開示をすることが当該未成年者の利益に反すると認められるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が運営審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る情報に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由等を書面により通知しなければならない。この場合において、当該全部を開示しないことと決定した個人情報が期間の経過により、第15条に規定する個人情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第14条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第17条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書等に記録されている個人情報 当該文書等の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (2) 磁気テープ等に記録されている個人情報 当該磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (3) 録音テープ等に記録されている個人情報 当該録音テープ等から再生装置により再生したものの当該個人情報に係る部分の視聴
- (4) その他のものに記録されている個人情報 前3号に規定する方法に準じた方法

3 実施機関は、閲覧の方法による文書等の開示にあつては、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 第14条第3項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求及び開示の特例)

第20条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があつたときは、第18条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、開示の方法は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところによるものとする。

(費用の負担及び減免)

第21条 第19条第2項に規定する文書等の閲覧又は録音テープ等の視聴に係る手数料は、無料とする。

2 第19条第2項及び第3項に規定する写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 町長は、経済的困難その他特別の理由があるとき、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正の請求)

第22条 何人も、第19条第1項の規定により開示を受けた自己情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続)

第23条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正を求める箇所
- (3) 訂正を求める内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを示す資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正するときは、その旨を決定し、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、遅滞なく、その旨及び訂正の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正しないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定(以下「訂正決定等」という。)がなされるまでの間、訂正請求に係る個人情報の目的外利用等を停止するよう努めなければならない。

(訂正決定等の期限)

第25条 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第23条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(削除の請求)

第26条 何人も、第19条第1項の規定により開示を受けた自己情報が第6条及び第9条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたと認めるときは、実施機関に対し、その削除を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求(以下「削除請求」という。)について準用する。

(削除請求の手続)

第27条 削除請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「削除請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 削除を求める箇所
- (3) 削除を求める理由
- (4) その他実施機関が定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。

(削除請求に対する決定等)

第28条 第24条及び第25条の規定は、削除請求に対する決定について準用する。

(中止の請求)

第29条 何人も、実施機関が第10条第1項及び第2項の規定に反して自己に係る個人情報の目的外利用等をしている(当該行為をしようとしている場合を含む。)と認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求(以下「中止請求」という。)について準用する。

(中止請求の手続)

第30条 中止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「中止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 中止を求める個人情報
- (3) 中止を求める理由
- (4) その他実施機関が定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、中止請求について準用する。

(中止請求に対する決定等)

第31条 実施機関は、中止請求に係る個人情報の目的外利用等を中止するときは、その旨を決定し、当該中止請求をした者(以下「中止請求者」という。)に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、中止請求に係る個人情報の目的外利用等を中止しないときは、その旨を決定し、中止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の決定(以下「中止決定等」という。)がなされるまでの間、中止請求に係る個人情報の目的外利用等を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

(中止決定等の期限)

第32条 第25条の規定は、中止請求に対する決定等について準用する。

第4章 救済の手續及び救済機関

(審査会への諮問)

第33条 開示決定等、訂正決定等(第28条において準用する場合を含む。)又は中止決定等(以下これらを「開示・訂正決定等」という。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南風原町情報公開条例第20条第1項(平成13年南風原町条例第13号)に規定する南風原町情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示・訂正決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する決定、訂正請求に係る個人情報を訂正する決定、削除請求に係る個人情報を削除する決定及び中止請求に係る個人情報の目的外利用等を中止する決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、訂正し、削除し、又は目的外利用等を中止することとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第34条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者、削除請求をした者(以下「削除請求者」という。)及び中止請求者(開示請求者、訂正請求者、削除請求者及び中止請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(審査会の調査権限)

第35条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示・訂正決定等に係る第19条第2項各号の個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示・訂正決定等に係る文書等に記録されている個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第5章 制度運営審議会

(情報公開及び個人情報保護制度運営審議会)

第36条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営及び改善を図るため、南風原町情報公開及び個人情報保護制度運営審議会を置き、運営に関し必要な事項は、南風原町情報公開条例第23条を準用する。

2 運営審議会は、個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議するとともに、実施機関に対して建議することができる。

第6章 受託者等の義務

(受託者の義務)

第37条 実施機関の所掌する事務の処理の受託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した事務の範囲内で個人情報の保護について、実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 受託者及び当該事務処理に従事する者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その事務の受託が終了した後も同様とする。

(補助団体、出資法人等の義務)

第38条 本町の補助団体、出資する法人等で、規則で定めるものが、この条例に規定する個人情報の収集等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いについて、実施機関に準じた保護措置を講じなければならない。

(事業者に対する指導等)

第39条 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするため必要な限度において、当該事業者に対し、関係資料の提出、質問その他の調査について協力を要請することができる。

2 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該取扱いの是正又は中止を勧告することができる。

3 町長は、事業者が第1項の資料の提出等の要請を拒んだとき、又は前項の指導又は勧告に従わ

ないときは、その事実を公表することができる。

- 4 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表をする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

第7章 補則

(個人情報目録等の作成及び閲覧)

- 第40条 実施機関は、届出に係る個人情報の目録及び個人情報の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて町民の閲覧に供しなければならない。

(他の制度との調整)

- 第41条 この条例は、個人情報の閲覧、縦覧、写しの交付(以下「閲覧等」という。)、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止の手続が別に定められている場合は適用しない。

- 2 前項に定めるもののほか、南風原町立中央公民館図書室その他これらに類する本町の施設において現に町民の利用に供する目的をもって収集、整理又は保存している図書、図画等に記録されている個人情報の閲覧等については適用しない。

(運用状況の公表)

- 第42条 町長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況について、公表するものとする。

(国等との協力)

- 第43条 町長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

(苦情の処理)

- 第44条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報公開の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 町長は、事業者が行う個人情報の取り扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(町長の助言等)

- 第45条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言することができる。

(委任)

- 第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報の収集等の業務については、第7条第1項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」と読み替えるものとする。

- 3 この条例の施行の際、現に行われている電子計算組織により処理する個人情報の記録項目については、第8条第2項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行日以後速やかに」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際、現に行われている個人情報の本人以外からの収集については、第9条第3項第7号中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」と読み替えるものとする。

- 5 この条例の施行の際、現に行われている目的外利用については、第10条第1項第4号中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」と読み替えるものとする。

- 6 この条例の施行の際、現に行われている外部提供については、第10条第2項第4号及び第4項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」と読み替えるものとする。

附 則(平成15年3月31日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年7月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。